

公共基準点付近での道路工事・占用工事等を行う場合の基本手続きフロー

※ [] 内は要綱の条文を示す。

① 工事区域内、又は工事区域付近に「公共基準点」がありますか。※土木管理課（公共基準点配置図）で確認して下さい。

ある

ない ※手続き必要なし

② 基準点に影響を及ぼす工事ですか？

条件1 掘削底面端から45度の範囲
条件2 車両・重機等の振動
条件3 その他の影響

及ぼす（条件に該当）

土木管理課と協議し指示を受けて下さい。

及ぼさない

そのまま工事

[5の1・2] 対策して工事
・4号様式（届出書）を提出して下さい。

[6の1] 一時撤去・移転
・8号様式（申請書）を提出して下さい。

[6の2] 9号様式（承認書）を交付します。

[5の4] 工事により基準点に影響が生じた場合、
土木管理課と協議して下さい。
・6号様式（復旧承認申請書）を提出して下さい。

[5の5] 7号様式（復旧承認書）を交付します

工事 [7の1・2・3、8の1]

一時撤去

移 転

[8の2・3] 成果の修正のための測量を行って下さい。

[9の4] 工事の完了
・11号様式（完了報告書）を提出して下さい。

[9の4] 市（土木管理課の検査）

不合格

補 修 [9の5]

[5の3] 付近工事の完了
・5号様式（完了報告書）を提出して下さい。

[5の3] 市（土木管理課の検査）

不合格

合 格

完了

支障あり

支障なし

※手続き必要なし

※注意
公共基準点の一時撤去、移転等工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原則、原因者の負担になります。